

別紙1 参考様式

実質化された人・農地プラン(案)

[注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。]

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
富士宮市	大宮地区	令和5年3月16日	令和6年3月11日

1 対象地区的現状

①地区内の耕地面積	125.64 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	125.64 ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	50.84 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	30.34 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.34 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	16.26 ha
(備考) ・大宮地区の内訳(地区内集落名):山本、星山、黒田、野中、貫戸、沼久保のうち、すでに実質化された区域(星山字向原、貫戸字源間・狐塚・鳥ノ上)を除いた地区。	

注1:③の「○才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区的課題

本地区は、南部丘陵地に位置し、水田地帯と茶園地帯に分けられる。
水田地帯では、老朽化が進む農道が一部みられるため、農道整備等により通作条件の改善や保全対策が必要である。
また茶園地帯は、近年の茶価の低迷や担い手の高齢化により、厳しい経営状況が続いている。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

茶園集積事業の活用をはじめ、補助事業と農地集積を一体的に推進し、茶園農家を中心に経営基盤の強化を図っていくとともに、茶園の継続が困難な農家は、茶園転換の支援も進めていく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

茶園農家における厳しい経営状況をふまえ、農地利用集積の促進に加え、6次産業化の推進や、農地利用効率化等支援交付金の活用を進め、茶園の荒廃化を抑制する。また、中間管理事業を積極的に推進し、集積の促進を図る。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。